

## ○無償化の対象

市から「**保育の必要性の認定**」を受けた

- ・ 3～5歳児
- ・ 満3歳（保護者が住民税非課税の場合のみ。詳細は保育課に御確認ください。）

認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を併用した場合、これら施設の利用料は原則として無償化の**対象外**です。

※在籍する幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む預かり保育の提供時間数が平日8時間未満、または開所日数200日未満）のみ無償化の対象となります。（上限額は下記と同様）

## ○無償化の上限額

- ・ 3～5歳児：月額**1.13万円**まで（R8.10月以降利用分は**月額1.23万円**）
- ・ 満3歳：月額**1.63万円**まで（R8.10月以降利用分は**月額1.77万円**）
- ・ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。

**利用日数×450円**（R8.10月以降利用分は**490円**）

※上限額と利用料合計額を比較して、安い方の額が無償化対象額となります。

※無償化の対象は保育料のみです。（食材料費等は含まれません。）

※夏休み中の上限額も同額となります。

（算定のイメージ）

| 利用料       | 利用日数       | 上限額             | 利用実額    | 給付額    |
|-----------|------------|-----------------|---------|--------|
| 100円/時間   | 20日(1日3時間) | 450円×20日＝9,000円 | 6,000円  | 6,000円 |
| 400円/日    | 20日        | 450円×20日＝9,000円 | 8,000円  | 8,000円 |
| 10,000円/月 | 18日        | 450円×18日＝8,100円 | 10,000円 | 8,100円 |

## ○「保育の必要性の認定」を受けるために

- ・ 施設等利用給付認定申請書（または施設等利用給付認定変更申請書）
- ・ 要件証明書（父、母とも）

を、預かり保育等の利用開始日までに園へ提出してください。

※要件の詳細は裏面を確認してください。

※認定決定日は園で不備のない状態の書類を受付した日以降になります。書類不備などで利用開始日に間に合わなかった場合、認定決定日までの利用料は無償化の対象外となります。

## ＜保育の必要性の認定を受けるための要件＞

| 保護者の<br>状況 | 時間・期間等                                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就 労        | 月60時間以上の労働 ※0～2歳児は内職・家族従業者不可 ※育休期間は不可                                                                       |
| 出 産        | 予定月と前後2か月を含めた5か月間<br>※多胎児出産の場合は、予定月と前後4か月を含めた9か月間                                                           |
| 病 気        | 保護者が病気もしくは負傷し、又は心身に障がいがある場合又は以下の障がい者手帳がある場合<br>・身体障がい者手帳（1級・2級・3級のみ可）<br>・療育手帳（A判定・B判定のみ可）<br>・精神障がい者保健福祉手帳 |
| 看 護        | 同居の親族を常時看護又は介護している場合                                                                                        |
| 就 学        | 月60時間以上の就学 学校教育法に規定する学校に在学している又は職業訓練学校等で行う職業訓練を受けている場合                                                      |
| 通園・通学      | 保護者同伴の通園・通学が必要な児童に付き添う場合（発達センター通園児等）                                                                        |
| 求職活動       | 継続的に求職活動を行っている場合（3か月以内に就労証明書の提出が必要）                                                                         |
| 災 害        | 居所の復旧等                                                                                                      |

### ○自営業・農業・林業に従事する場合

自営業・農業・林業については添付書類（※）が必要です。

- ・申請時に添付書類が提出できない場合は、認定開始日の翌月末までに添付書類の提出が必要です。
- ・年1度の現況確認時に自営業・農業・林業の要件で就労証明書を提出する場合は、必ず添付書類の提出が必要となり、提出がない場合は、認定は遡って取り消されます。

【添付書類】

- ・最新の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B第一表・第二表」  
※申請年の1月1日以降に開業した場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」
- ・（農業・林業の場合）上記に加えて、保護者の氏名・従事日数が記載された「農地基本台帳」  
（従事日数0日は不可）

### ○給付について

- ・利用料については、園が指定する支払方法によりお支払いください。
  - ・後日、給付の請求書を園へ提出していただくと、市から口座振込にて還付させていただきます。
- ※給付請求には園が発行する領収証、提供証明書が必要となります。
- ※認可外保育施設等も無償化の対象の方は、在籍する幼稚園へ請求書を提出してください。

＜給付請求の受付期間＞

- ・1月、4月、7月、10月（年4回）となります。提出期限については、各園にて確認してください。
- ※支払は受付の約2か月後になります。

《問合せ先》

豊田市役所 保育課 保育担当 直通（0565）34-6809

第5版（令和8年10月1日）